

# 芳賀町 消防団 新体制

町消防団は、次のとおり新体制になりました。  
また、28人の新入団員を迎えました。  
安全安心なまちづくりに貢献できるよう、今後一層の精進をしていきます。

平成28年4月1日現在の人員：201人【敬称略】

☎総務課地域安全対策係 ☎028(677)6029

## 町民の生命・財産を火災などから守るために

### 本部



団長  
酒井 和夫



副団長  
羽石 信弘



副団長  
里川 謙一

### 第1分団(祖母井地区)



分団長  
塩田 憲司



副分団長  
荒井 理

### 第2分団(南高根沢地区)



分団長  
関口 正人



副分団長  
鈴木 孝幸

### 第3分団(水橋地区)



分団長  
齋藤 友和



副分団長  
大根田篤哉



1-1部長(26人)  
(祖母井・上延生)  
小林 孝之



1-2部長(15人)  
(稲毛田)  
吉永 和也



2-1部長(18人)  
(下高根沢南・芳賀台)  
岡田 章



2-2部長(18人)  
(下高根沢北・芳賀台)  
齋藤 都史



3-1部長(15人)  
(東水沼)  
酒井 英典



3-2部長(15人)  
(西水沼・北長島)  
手塚 靖人



1-3部長(20人)  
(下延生・与能)  
君嶋 夏樹



2-3部長(15人)  
(芳志戸)  
高橋 政則



2-4部長(20人)  
(ハツホ・上稲毛田・給部)  
阿久津友希



3-3部長(15人)  
(西高橋・打越新田)  
大関 俊彦



3-4部長(15人)  
(東高橋)  
水沼 隆行

### 平成28年度 町消防団の活動予定

- ◎規律訓練とポンプ性能点検
- ◎夏季点検とポンプ車操法競技会
- ◎秋の火災予防防火パレード
- ◎通常点検
- ◎春の火災予防防火パレード

- 5月15日(日) 役場駐車場
- 6月12日(日) 役場駐車場 ほか
- 11月 5日(土) 町内
- 11月26日(土) 役場駐車場 ほか
- 2月26日(日) 町内



# 軽自動車 グリーン化特例

税制改正により  
環境性能のすぐれた軽自動車は  
平成28年度の税率(年税額)が軽減されます

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る)で、次の(ア)~(ウ)の基準を満たす車両については、下表のとおり平成28年度分の軽自動車税が軽減されます。

車種			税率(年税額)			
			(ア) 新税率の 75%軽減	(イ) 新税率の 50%軽減	(ウ) 新税率の 25%軽減	
軽自動車	四輪以上 (660cc以下)	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪(660cc以下)			1,000円	2,000円	3,000円	

☎税務課資産税係  
☎028(677)6078

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(イ) 乗用 平成17年度排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
貨物 平成17年度排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用 平成17年度排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車  
貨物 平成17年度排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※各燃費基準の達成状況及び新車新規登録状況は、自動車検査証に記載されています。

種別区分	税率(年税額)				
	①平成27年3月31日以前に新規登録した車両(③を除く) 【変更なし】	②平成27年4月1日以降に新規登録した車両 【新税率】	③平成28年4月1日時点で、新規登録した月から13年超の車両 【重課税率】		
三輪の軽自動車	3,100円	3,900円	4,600円		
軽自動車 四輪以上の	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※新規登録した月とは、車検証の「初年度検査年月」を指します。

グリーン化を進める観点から、軽課及び重課の特例が導入され、平成28年4月1日時点で、新規登録した月から13年を経過した二輪及び四輪の軽自動車について重課税率が適用されます。  
新規登録から13年を経過すると重課税率が適用されます。